新（R7.4.15 適用版）	現行
※変更箇所のみ抜粋 **建築物外壁劣化調査業務委託特記仕様書（令和７年４月版）** **Ⅰ　業務概要** **１　業務名称**　（　　） **２　委託期間**　（　　日間　） **３　調査対象施設** 本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。 ・施設名称　（　　） ・敷地の場所（　　） ・施設用途　（　　） **４　調査方法** 調査方法は、「剥落による災害防止のためのタイル外壁、モルタル塗り外壁診断指針」（平成２年建設省住宅局建築技術審査委員会）による次のいずれかとし、併せて外観目視法（目視と同等以上の情報が得られる方法を含む。）により壁面全体について、調査する。 ・全面打診法 ・赤外線装置法と部分打診法の併用 赤外線装置法と部分打診法を併用する場合、部分打診法により手の届く範囲について調査を実施する。部分打診法が困難な箇所については、事前に監督員と協議の上、調査範囲を決定する。 赤外線装置法による外壁調査は、「定期報告制度における赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査ガイドライン」（令和４年一般財団法人日本防災協会「赤外線装置を搭載したドローン等による外壁調査手法に係る体制整備検討委員会」）による。 **Ⅱ　業務仕様** 特記仕様書に記載されていない事項は、下記による。 ・「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官庁営繕部　令和５年版）	※変更箇所のみ抜粋 **建築物外壁劣化調査業務委託特記仕様書（令和４年４月版）** **Ⅰ　業務概要** **１　業務名称**　（　　） **２　委託期間**　（　　日間　） **３　調査対象施設** 本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。 ・施設名称　（　　） ・敷地の場所（　　） ・施設用途　（　　） **４　調査方法** 調査方法は、「剥落による災害防止のためのタイル外壁、モルタル塗り外壁診断指針」（平成２年建設省住宅局建築技術審査委員会）による次のいずれかとし、併せて外観目視法　　により壁面全体について、調査する。 ・全面打診法 ・赤外線装置法と部分打診法の併用 赤外線装置法と部分打診法を併用する場合、部分打診法により手の届く範囲について調査を実施する。部分打診法が困難な箇所については、事前に監督員と協議の上、調査範囲を決定する。 **Ⅱ　業務仕様** 特記仕様書に記載されていない事項は、下記による。 ・「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官庁営繕部　平成 30 年版）